

社会福祉法人貞省会 役員等報酬規程
(五条報酬規程)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人貞省会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、理事及び評議員が同日に法人及び施設の運営のための業務にあった場合並びに監事が同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、当該業務に係る役員報酬を支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(交通費を含む)及び実費弁償費を支払うことができる。
2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(交通費を含む)及び実費弁償費を支払うことができる。
3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(交通費を含む)及び実費弁償費を支払うことができる。
4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
5 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
2 旅費は、実費を支給する。
3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務日報（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な決裁は、理事長おこなう。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	日額 10,000円（※）
評議員会出席報酬等	日額 10,000円（※）

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬等 (午前)	10,000円 (4時間を超える場合は20,000円)
理事長報酬等 (午後)	10,000円 (4時間を超える場合は20,000円)
理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000円（※）
監事報酬等	日額 10,000円（※）

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3（第5条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	日額 15,000円（※）	実費相当

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする